

## Our Hour(あわあわ) 利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、株式会社エリアシ(以下「運営会社」という。)が運営するOur Hour(あわあわ)のキッチン及びフリースペース機能を、新規開業希望者や、既存事業者に対して、商品等の製造、販売、マーケティング、プロモーション、ワークショップ等に活用可能な場として提供するため、その利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (利用形態)

第2条 レンタルキッチンは、運営会社が運営するOur Hour(あわあわ)1階のキッチン及びフリースペース機能を、新規開業希望者や、既存事業者の製造、販売、マーケティング、プロモーション、ワークショップ等の場としてレンタルする形態(以下「あわあわレンタル」という。)をとる。

### (利用者資格)

第3条 厨房レンタルにおける利用者資格は次の各号すべてに該当する者とする。

- (1)運営会社の取組の意図に賛同し、姫路の駅西エリアの活性化に寄与する事業者
- (2)利用期間中、スタッフを1名以上常駐させられる者
- (3)利用に対して関連する法律等の許認可等を受けている者
- (4)Our Hour(あわあわ)パートナー登録を済ませた者

前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は利用不可とする。

- (1)店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生する恐れのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)暴力団を含む反社会的勢力であるもの
- (4)反社会的勢力との関係を有しているもの
- (5)前号に掲げるもののほか、厨房レンタルとして適当と認められないもの

### (提供商品)

第4条 あわあわレンタルにおいて商品の販売方法は店内飲食、テイクアウトとし、飲食営業許可及び菓子製造許可以外での営業は行わないものとする。但し物販は除く。

2 提供する商品は、必ず利用者が責任をもって調理をおこなう。

3 提供する商品に必要となる食材や調味料は全て、利用者が責任をもって用意する。

4 利用者が施設内の食器や調理器具を使用する際は、運営会社の了承のうえ、使用することができる。

### (利用プラン)

第5条 あわあわレンタルにおいて利用可能なプランは、次の各号のとおりとする。

- (1)製造プラン (キッチンのみを利用し製造を行う場合)
- (2)販売プラン (キッチンを利用し、テイクアウト販売なども合わせて行う場合)
- (3)WSプラン (キッチン・フリースペースを利用するが販売は行わない場合)

### (利用時間、利用回数)

第6条 利用時間、回数は次の各号のとおりとする。

1 利用時間は午前8時から午後10時までとし、時間厳守とする。

2 同一利用者による最大利用は1週間程度とし、予約の連絡の元、利用してもらう。運営会社が、利用者の事業計画が複数回の利用によりエリアの活性化につながる内容と認める場合はこの限りではない。

### 3 利用期間中の転貸は認めない。

#### (利用料金)

第7条 あわあわキッチンで飲食店営業許可または菓子製造許可を取得した場合は、使用の有無に関わらず、許可料として製造のみの場合は月額12000円、販売営業の場合は月額14000円を許可を取得している期間は支払わなければならない。但し、使用日を調整した後、月2日の利用(時間料金は発生しない)が可能となる。月3日目以降の利用は、製造のみの場合は1日につき追加料金月額4000円、販売営業の場合は月額5000円の追加料金が発生する。

例:菓子製造許可取得 販売営業あり 月3日利用 → 月額19000円

2 許可を取得しない場合は、月額10000円で2日間の利用が可能となる。

3 契約を締結してから最低6ヶ月利用をしなければならない。

4 契約してから6ヶ月以内に解約する場合は違約金として利用開始月から6ヶ月分までの残りの利用月の月額利用料を支払わなければならない。

5 利用者は利用月の最終利用日に翌月分の利用料金を支払う。支払い方法は現地バーコード決済にて支払うか、振込の場合は、翌月利用月の前日までに指定口座に支払う。その際の振込手数料は、利用者負担とする。

#### (利用申請)

第8条 あわあわキッチンのレギュラー利用を希望する者(以下「希望者」という。)は、利用開始月の7日前までに、Our Hour(あわあわ)パートナー登録申請書(様式第1号)、その他関係書類を添えて、運営会社に申請しなければならない。

#### (利用者の決定)

第9条 運営会社は、希望者から前条の規定による申請があったときは、利用者を選定し、決定するものとする。

2 運営会社は、利用者を決定したときは、出店決定(不決定)電子メールにより通知するものとする。

3 場合によっては現地立ち会いのもと、出店の判断を行う。

#### (あわあわキッチンにおける収益の取扱い)

第10条 あわあわキッチンにおいて利用者が提供した商品等にかかる収益及び損失は、利用者に帰属するものとする。

#### (損害賠償)

第11条 運営会社は、次の各号いずれかに該当するときは、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

(1)利用者が故意に施設内の設備及び備品等を損壊・紛失等させたとき

(2)前号に掲げるもののほか、利用者が施設内の設備及び備品等を著しく損壊。紛失等させ、損害賠償の請求が相当であると運営会社が認めるとき

#### (原状回復)

第12条 利用者は利用時間終了までにあわあわキッチンを原状回復しなければならない。

#### (利用の取消)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条の規定による決定を取り消すことができる。

(1)申請書等に虚偽の記載があったとき

(2)申請書等に記載された内容以外の用途に使用したとき

(3)前各号に掲げるもののほか、この規約に定める事項に違反したとき

(ロッカー利用)

第 14 条 利用者の備品などを置いておく為にあわあわ内のロッカーを利用することができる。但し、利用料と別に月額1000円の料金が発生する。

(解約)

第 15 条 あわあわキッチンの利用を辞める場合には、第7条3の通り、最終利用月前月までに運営に通知しなければならない。また解約に伴い、飲食営業許可または菓子製造許可を取得している場合は、許可の取り下げを行わなければならない。その際の証明書の提出も必要とする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会社が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。